

## 実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

## 対象区域

### 特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

### 一般措置区域

特定措置区域以外の市町村

## 期 間

令和3年8月27日(金)～9月12日(日)

## 要請内容

## (日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。（特措法第24条第9項）

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

## (特に外出の際は)

- ◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。  
加えて、特に週末の外出を控える。（特措法第45条第1項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。（特措法第45条第1項）

※例えば、買い物回数を半分にするなどの対応を行ってください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。（特措法第45条第1項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

## 【来道(特定措置区域への訪問)を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼  
内容

- ◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。（協力依頼）

※国では、9月30日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

#### 要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

# 警戒ステージの状況と対応の考え方

(参考) 国  
の分科会  
ステージ

ステージ	状 態	対応の考え方	
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）	I
2	<b>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</b> 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。	<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> <b>個々の行動変容に対する協力を要請</b> <b>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</b>	II
3	<b>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階</b> ステージ2と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	<b>特措法第24条第9項に基づく要請</b> <b>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</b>	III
4	<b>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階</b> 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	<b>特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</b> <b>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</b>	IV

# 警戒ステージの指標（移行等の目安）

ステージ		1	2	3	4		
感染状況	新規感染者数	—	10万人あたり <b>2人</b> /週以上	10万人あたり <b>15人</b> /週以上	10万人あたり <b>25人</b> /週以上		
	感染経路不明割合	—	<b>50%</b> 以上	<b>50%</b> 以上	<b>50%</b> 以上		
	PCR陽性率	—	増加	<b>5%</b> 以上	<b>10%</b> 以上		
医療提供体制等の負荷	医療の逼迫具合	入院医療	病床使用率	—	増加	確保病床の <b>20%</b> 以上	確保病床の <b>50%</b> 以上
	入院率	—	—	<b>40%</b> 以下	<b>25%</b> 以下		
	重症者用病床	病床使用率	—	増加	確保病床の <b>20%</b> 以上	確保病床の <b>50%</b> 以上	
	療養者数		—	増加	10万人あたり <b>20人</b> 以上	10万人あたり <b>30人</b> 以上	

※人口は、直近の1月1日現在の住民基本台帳人口に基づき算出

※確保病床は、直近の「病床・宿泊療養施設確保計画」に基づき算出